

○議長（高橋伸二君） 日程第二、議第一号議案ないし議第七十三号議案及び報告第一号ないし報告第十四号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

二月二十一日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。十二番荒川洋平君。

〔十二番 荒川洋平君登壇〕

○十二番（荒川洋平君） 皆さん、おはようございます。みやぎ県民の声の荒川洋平です。ただいま議長よりお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

桜や桃、チューリップにスマレなど多くの植物がふつくとつぼみを膨らませ、咲き誇る日を今や遅しと待ちわびる。そんな季節となりました。私たち人間は古来より、そのほとんどの時間を自然の中で暮らしてきたことを考えると、本能的に自然を求め、見ると心が落ち着くのかもしれません。まずは、この花についての質問をさせていただきます。

大綱一、宮城の花卉産業について。

花卉の卉という漢字は植物の総称を表す漢字で、花や草木など自然界に存在する植物全般を指します。そして、花卉とは、鑑賞の用に供される植物のことをいい、具体的には切り花、鉢物、球根類であります。近年、この花卉産業の動向は変化を迎えており、県内の生産、卸売、仲卸、小売を含めた花卉産業全体について現状を伺い、今後の花卉産業の振興と発展を期待し、提案してまいります。

まずは、我が国の花卉産業に目を向けると、歳出額は平成十年の六千三百億円をピークに減少傾向にあり、令和四年では三千七百億円でありました。作付面積も平成七年の四万八千ヘクタールから減少が続いて令和四年では二万四千ヘクタールとなっています。切り花出荷量は二十七年間で平均すると、一年で一億本ものペースで減少を続けています。それに伴い、花卉の販売農家も減少しており、ピーク時八万八千戸だった経営体は約四万二千戸となり、四十五歳未満が八％、四十五歳から五十九歳までが二一％、六十歳以上が七二％となっています。新規参入者の部門別割合では、野菜が五〇％、果樹が二一％に対し、花卉は三％と年間百人程度であります。そこで、宮城県では花卉産出額、作付面積はピーク時と比べて現状どうなっているのか。また、花卉生産者の推移

と新規参入者の人数を伺います。

日本の花卉市場は、輸入花による重大な課題に直面しています。輸入花の低価格に匹敵するために生産者は苦労し、常にプレッシャーを感じておられます。主な輸入国はコロンビア、ベトナム、マレーシア、中国などであり、国内流通の約一割を占め、そのうち九割は切り花類となっております。令和四年、切り花だけで見ると約三割が輸入であり、特にカーネーションや菊でその割合が高くなっております。一方で、令和五年、切り花の輸出額は十七・一億円で増加傾向にあり、特に中国向け輸出額は七・八億円と令和元年から約三倍に増加しています。以下は順にアメリカ、台湾、韓国、香港となります。農水省では、切り花を輸出重点品目に位置づけ、令和七年までに輸出額十八・八億円と目標を設定し、産地の育成を推進しています。香港への目標額は令和七年で二・二億円を目指しているところであり、仙台空港から香港へという可能性もあるはずですが、そこで、仙台市場における切り花の輸入や輸出の割合はどうなっているか。また、輸入切り花による県内生産者への影響をどう捉えているか。そして、宮城県産切り花の輸出の可能性について伺います。

次に、消費の現状ですが、切り花の一世帯当たりの年間購入額は減少傾向でありますが、近年は横ばいで推移しております。年間購入額を年齢別で見ると、平均の約八千円を大きく上回っているのは六十代以上で、四十九歳以下は平均の半分にも満たない金額です。新型コロナの影響で冠婚葬祭やイベントでの需要は大きく落ち込み、全て回復するには至っておりません。更に物価高騰、エネルギー価格の高騰で花を購入する優先順位は高くないと推測されますが、県内における花卉の消費動向、支出額をどう捉えているか。併せて、県産花卉の消費喚起の取組について伺います。

質問するに当たり、県内花卉生産者や市場関係者にお話を伺ってまいりました。ここからは、その中で見えてきた課題を共有したいと思います。

まず、宮城県の花弁生産の歴史は、昭和初期に仙台近郊での切り花栽培が始まりで、本格的な生産の取組は昭和三十年代からであります。当時の主な産地は、カーネーションの切り花が名取市や石巻市、露地菊が柴田町、石巻市でありました。昭和四十年代から水田転作を契機に米との複合経営品目として導入、定着し、作付面積、生産額ともに増加しました。現在では、ストックやトルコキキョウが登米市や大崎市、ガーベラやス

プレー菊が石巻市、カーネーション、バラが名取市で生産されており、カーネーション、ガーベラについては東北一の産地でもあります。先日、登米市では冬はストック、夏はトルコキキョウを生産されている農家さん、名取市ではカーネーション生産者に話を聞いてまいりました。花卉産業全体では多くの課題があり、その全てを理解するには至っておりませんが、今回の質問では三つの課題を取り上げたいと思います。

一つ目は、生産コストの増大です。燃油価格やエネルギー価格、肥料などの高騰、更には物流コストの問題により、花卉の生産コストが増大しています。市場価格がそれに見合う額かという点ではなく、農業所得が減少しているのが現状です。ある市場関係者は、コストをかけたくない生産者が燃油を使う寒い時期は生産しないこともあるとおっしゃっていました。この問題は花卉だけでなく、そして園芸全体だけの問題でないことは理解しておりますが、県としてどのように捉えているか。また、支援は十分であるとの認識か。更に、生産者だけでなく、出荷量が少ないことで価格が上がり、小売の生花店にも影響が出て、花の価格高騰が更なる需要の低迷を招く悪循環をどのように捉えているか伺います。

二つ目は、近年の気候変動の影響です。温暖化の影響によって、生育障害や品質低下が顕在化しております。苗が活着しない、奇形の花の発生、病害虫被害など生産者は頭を悩ませております。特に影響が大きいのは、需要期における出荷の不安定化です。例えば、カーネーションでいえば母の日に、菊やストックであれば彼岸の時期に開花期がピークを迎えるよう計画し定植していますが、前進や遅延によって最も需要がある時期に花が出荷できないケースがあります。市場価格は乱高下し、需要を満たすため輸入品に頼る傾向があります。そこで、海洋環境の変化に対する支援があるように、花卉産業に対しても高温障害の対策のために予算づけをし、早急に調査・研究を実施すべきかと考えます。更に、その変化に対応して、栽培品種の転換の取組などを行う花卉農家に対し支援してはどうか、知事の見解をお聞きます。

課題の三つ目は設備投資です。さきに述べた二つの課題の解決には、設備投資は欠かせません。高温対策技術の導入や省エネルギー型栽培技術の導入などです。しかし、資材高騰によりハウスのビニールの張り替えだけでも何百万円とかかり、新規就農の少ない業界ゆえに、親元就農したときには施設、設備は老朽化している現状があります。

つまり、近年の動向も相まって、花卉生産者の多くは大きく設備投資する体力がなく、現状維持でいっばいという状況です。更に、個人営農が多く、地域の部会などで研修へ出向くなどの機会も減少傾向にあり、情報が少ないのも最新技術の導入が遅れていることや生産品目の偏りの原因の一つと考えられます。生産者の高齢化や人手不足などの要因を考えれば、省力化を図らなければ持続可能な産業の維持は難しい状況です。施設園芸に対しては、大規模化に対する支援が目立ちますが、花卉生産者の継続の意欲となるような設備投資への支援をすべきと考えますが、県としてこの問題をどのように捉え、県内花卉産業の発展につなげていくのか伺います。

最後に、宮城県の花卉産業の可能性について、知事の見解をお聞きしたいと思います。仙台花卉市場の出荷地別の取扱量は愛知県が第一位で、次いで、地元の宮城県産というのが現状です。ここ数年はその割合は変わっていませんが、数量で僅か二％程度の差です。確かに愛知県は花卉の産出額全国一位ですが、宮城県産で品質がよく、需要と合っている花卉が生産されれば、物流にかかるコストも少なく、取扱いが増えることは間違いありません。県南、県北と満遍なく生産されている花卉をブランド化する、大規模化を促すなど、県としてもこ入れし、西の花の王国愛知と並ぶ東の花大国宮城を目指し、園芸産出額の倍増を図ってはいかがか。知事の見解を伺います。

次に、大綱二、情報モラル教育について伺います。

昨年十一月、オーストラリア議会は、十六歳未満のSNS利用を禁止する世界初の法案を可決いたしました。日本でも大きくニュースで取り上げられるなど反響がございました。対象はエックスやT i k T o k、インスタグラムやフェイスブックなどで、子供が接続できないようにする対応を怠った企業には罰金が科されるというものです。親の同意にかかわらず、子供のSNS利用が禁止されるのは、国家レベルでは初となります。違反すれば、運営企業には最大で約五十億円の罰金が科されるという内容で、もしルールを破って子供がSNSを利用しても、自身や保護者が罰せられることはありません。賛否が分かれそうな問題ですが、与野党が合意して法案が可決した背景にはどんな問題があるのか。オーストラリアではSNSを通じて子供が暴力的な動画などの有害コンテンツに接することで、日常生活や心の健康に悪影響が出ることへの懸念が高まっているほか、いじめの温床になったり、性被害に遭ったりする事態が相次ぎ、保護者を

中心に規制を求める声が高まっております。利用禁止を法制化し、子供の心の健康を守る狙いがあるということです。オーストラリア政府は、利用者の年齢を効果的に確認する方法を検証した上で、一年後をめどに施行したいと考えています。こういったSNSの利用制限をめぐる問題に対しては、オーストラリアだけでなく、今、世界各国が取り組み始めています。フランスでは、十五歳未満の子供がSNSを利用する際に、保護者の同意を必須とする法律が制定されました。アメリカでは、各州がそれぞれ規制を進めており、フロリダ州では、十四歳未満の子供がSNSアカウントを開設することを禁止する法律が制定されました。そしてノルウェーでは、政府はSNSの利用年齢を引き上げることを検討しており、十五歳未満の子供の利用に対する規制強化を進めております。では、日本ではどうなのかというと、情報流通プラットフォーム対処法が昨年改正されました。ですが、大規模SNS等のプラットフォーム事業者に対して、投稿の削除に係る手続的な義務のみを課すものとなっております。年齢を設けて規制するという具体的な動きはありません。しかし、河野太郎前デジタル大臣は「年齢をどこで区切るかは議論の余地がある。日本もある一定年齢以下でアカウントを作つてはいけないというのはやったほうがいいのではないか」と日本におけるSNSの年齢制限に前向きな意見を述べています。私もこの意見に賛同するところではありますが、賛否両論あることも承知しております。日本ではまだまだ議論しなければならない課題があることから、すぐに法制化ということは難しいと考えます。まずは、子供たちのSNS利用について、また、前段の世界的な規制の動きから、日本での規制の必要性をどのように考えられているか知事に伺います。

文科省が定めた学習指導要領では、情報モラルとは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と定めています。具体的には、他者への影響を考えること。人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つこと。危険回避などの情報を正しく安全に利用できること。コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することという内容になっています。現在、二〇三〇年度以降実施予定の新学習指導要領の改訂に向けた検討が中央教育審議会に諮問されていますが、この情報モラル教育が特に義務教育課程での大きな課題となっています。私も非常に危機感を覚えており、以下、教育長、県警本部長に質問させていただきます。

まずは、その背景から申し上げます。モバイル社会研究所が実施した小中学生とその親を対象にしたスマートフォンの所有についての調査によると、小学四年生三四%、小学五年生四一%、小学六年生六二%、中学一年生七五%、中学二年生八一%、中学三年生九二%となっており、小学校高学年、五、六年生では、昨年度比プラス一〇ポイントで初めて半数を超えました。では、インターネットを利用して何をしているのか。小学生では動画を見る、ゲームをする、検索をするが上位となっています。中学生になると上位にメールやチャットを含むSNSが入ってきます。このように、情報社会の進展に伴い、子供たちは当たり前のようにスマートフォンやSNSを活用する時代になっております。情報化の波は、子供たちの世界を広げ、様々な人や物事に出会う機会を与えてくれることにはメリットもありますが、インターネットを使いたいじめや、エコーチェンバー現象と言われる考えや価値観の偏り、視力の低下など多くの弊害もあります。中でも私が最も危惧しているのは、SNSに起因する自殺や犯罪に巻き込まれるケースです。去年一年間に自殺した人は全体で二万二百六十八人と過去最少の水準であった一方で、児童生徒は五百二十七人に上り、これまでで最も多くなりました。全てがSNSに起因するものではないかもしれませんが、複合的な要因の中でSNSが少なからず影響を与えているケースがあります。警察庁が、令和五年に起きたSNSをきっかけとする事件において、十八歳未満の被害児童生徒数が千六百六十五人と発表しました。注目すべきは小学生の被害数で、年々増加傾向で令和五年百三十九人と過去最多となっていて、十年前と比較すると三倍以上に増えています。そこで、教育長にこの現状について所感を伺うとともに、SNSが何らかの要因となったいじめや不登校の児童生徒数、問題投稿の数について伺います。そして、県警本部長には、県内のSNSを起因とした犯罪被害件数と相談件数について伺います。

ネットいじめや個人情報流出といった問題に対しては、規制による予防措置は必要かと考えます。SNSの年齢による利用を禁止することはすぐに難しいことはさきに述べたとおりです。では、犯罪に巻き込まれる子供たちを減らしていくためにはどうしていくべきか。現状できることは、利用者のリテラシー向上を図る教育と啓発活動と考えます。学校や保護者、警察やサービス提供事業者が協力して適切な利用方法を教えることが第一歩ではないでしょうか。既にその第一歩は教育現場で始まっていることと思

いますが、情報モラル教育、特にSNSについての現状を教育長に伺います。また、SNSによる犯罪抑止のための啓発活動について県警本部長に伺います。

新潟県では、令和四年三月に新潟県SNS教育プログラム小中学校編を策定しております。SNSを通じて児童生徒が犯罪等に巻き込まれる事案の増加を見据えており、書き込みや写真、動画の投稿が思わぬトラブルにつながったりするなどの問題を分かりやすく、そしてともに考えるプログラムとなっております。SNS上の情報のやりとりやトラブル事例などを通して、規範意識などを繰り返し指導することでのいじめなどの問題行動の未然防止につなげる学習指導例が示されております。先生たちがすぐに授業で使える学習指導例があることは、指導現場としてありがたい取組なのではないでしょうか。子供たちの無限の可能性のある未来を決めるのは、誰と話し、何を聞き、何を考え、何を感じるかによって枝分かれした選択肢を決断し決まります。子供たちがあふれる情報を正しく理解できるよう家庭教育はもちろん、学校教育の中でも指導していくことが必要と考えます。そこで、宮城県としても、義務教育課程においてSNSに特化した教育プログラムが必要と考えますが、教育長の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 荒川洋平議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

まず、大綱一点目、宮城の花卉産業についての御質問にお答えいたします。

初めに、県内の花卉産出額等の現状についてのお尋ねにお答えいたします。

我が国の花卉生産については、バブル期に冠婚葬祭やイベント等における花卉の需要が全国的に拡大したことから、我が県においても、従来から栽培が行われていた菊やカーネーションの拡大に加え、新たにバラやトルコキキョウなどの生産が始まり、平成十年のピーク時には花卉生産農家は千百十二戸となり、作付面積は三百十二ヘクタール、歳出額は五十七億円まで増加しました。しかしながらその後、景気の低迷に伴う需要の減少や輸入花卉の増加等を背景に、令和五年には生産農家戸数は四百二十九戸へと大きく減少し、作付面積は約三分の一の百八ヘクタール、歳出額は約半分の二十五億円とな

っております。なお、花卉の新規参入者については直近十年間で七人おり、親元就農や雇用就農も合わせた新規就農者は五十三人となっております。県といたしましては引き続き、JAや市町村等と連携しながら、担い手の確保・育成に努め、花卉生産を維持できよう支援してまいります。

次に、生産コストの増大等についての御質問にお答えいたします。

花卉生産のうち、特に秋から冬にかけて暖房が必要なカーネーションやバラ等の施設栽培においては、昨今の燃料高騰により厳しい経営状況にあると認識しております。そのため、高騰した燃料購入費の一部助成を行う国庫事業、施設園芸セーフティーネット構築事業に加えて、県独自に令和四年度から燃料購入費や電気料金、出荷用資材費などの掛かり増し経費に対する支援を行ってきております。併せて、低コスト、省エネ栽培の推進に向けて、比較的低温条件でも栽培可能なストックや切り花用ハボタン等の導入、暖房費の節減につながる施設の温度管理技術の普及拡大に取り組んでいるところがあります。県としては、今後も物価高騰の影響を注視していくとともに、花卉の需要拡大に向けて、流通関係者や生花店等の花卉関係者と連携して取り組んでいる切り花の丈を短めにした家庭向け商品の販売実証や県産花卉の販売イベントの開催など、県内関係者が一体となって様々な取組を進めることで、花卉生産者の経営安定と本県花卉の消費拡大につなげてまいります。

次に、花卉のブランド化や大規模化を促し産出額倍増を図るべきとの御質問にお答えいたします。

県では、第三期みやぎ食と農の県民条例基本計画において、園芸産出額倍増を目指すこととしており、そのうち花卉の産出額につきましては、令和元年の二十七億円から令和十二年に四十四億円とする目標を掲げております。この目標達成に向けては、これまで産地化を図ってきた生産量東北一を誇るカーネーションやガーベラの産地維持や拡大に加え、新たな取組として実需者と連携したサプライチェーン構築による枝もの用クロマツの生産を進めているところであります。県といたしましては、流通関係者や生産者等との意見交換を密にし、県内需要にしっかり対応するとともに、水田を活用した花卉の露地栽培や夏が比較的涼しい気候を生かした栽培体系の導入など、我が県の優位性を発揮した花卉産地づくりを進めることにより、花卉産出額の拡大に取り組んでまいり

たいと考えております。

次に、大綱二点目、情報モラル教育についての御質問のうち、子供たちのSNS利用規制についてのお尋ねにお答えいたします。

社会の情報化が進展する中、インターネットは生活の利便性向上の観点において欠くことのできないツールとなっている一方、SNSをはじめとするインターネット上で特定の個人に対する誹謗中傷などの書き込みや青少年が性被害に巻き込まれる事案が発生するなど、大きな社会問題となっていると認識しております。県では、青少年健全育成条例において、十八歳未満を対象にフィルタリングに係る義務規定等を設けているほか、啓発パンフレットの配布や、青少年やその保護者等を対象とした出前講座の実施などにより、利用規制の前にインターネットの安全利用の推進に取り組んでいるところであります。青少年のSNS利用規制の必要性については、昨年十一月に国が設置したインターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループにおいて現在議論されているところから、その動向を注視してまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱一点目、宮城の花弁産業についての御質問のうち、仙台の市場における切り花の輸出入等についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台市中央卸売市場における輸入切り花の取扱本数の割合は、ここ数年一〇%前後で推移しております。品目別に見ると、カーネーションで約四〇%と輸入割合が高くなっており、出荷が集中する際には、他の市場等への出荷切替えを検討するなど、生産者への影響もあると伺っております。また、全国における花卉の輸出状況を見ると、盆栽のほか、世界では希少なスイートピーなどの切り花品目が輸出されており、県産花卉については、これまで輸出実績はほとんどありません。なお、県産切り花の年間生産量は約二万二千万本であり、この数は、仙台市中央卸売市場の年間取扱量の二五%程度しかないことから、県としてはまずは地元の需要にしっかりと応えられるよう、関係機関と連携し、生産振興を図っていくことが重要であると考えております。

次に、県内の花卉消費動向と県産花卉の消費喚起についての御質問にお答えいたし

ます。

県内における花卉の消費については、総務省の家計調査において、仙台市一世帯当たりの切り花の年間購入金額は、直近の令和六年で八千七百六十八円と全国平均を千円程度上回っております。しかしながら、コロナ禍前の令和元年と比べると七割以下にまで落ち込んでおり、コロナ禍による生活様式の変化の影響により需要が落ち込んだものと認識しております。このため、県や仙台市、生産者団体、流通関係者、生花店などで構成する宮城県花と緑普及促進協議会が主体となって、需要回復に向け、フラワーイベントや小学生向けの花育体験教室の開催、各種スポーツ大会での表彰者へのオリジナルブーケの贈呈などに取り組んでおり、今後とも県産花卉の消費喚起に努めてまいります。次に、花卉の気候変動対策についての御質問にお答えいたします。

近年の夏の高温の影響により、花卉生産においても奇形花の発生、病害虫被害の多発などによる収量、品質の低下等が発生しており、特に我が県の主力品目である菊では、開花遅延などが課題となっております。このため県では、農業・園芸総合研究所において、みやぎ環境税等を活用しながら菊栽培における赤い色のLEDを活用した開花時期の調節技術の確立や、高温に適応する品種の選定、高温による品質低下を防ぐための施設内温度調整技術の実証、発生が増加している害虫の特性を踏まえたネットを利用した侵入防止等の研究を行っております。また、花卉の温暖化対策等の研究に取り組む国の試験研究機関等へ花卉研究者を長期派遣することで育成を図っております。県といたしましては引き続き、高温対策に関する試験研究を推進するほか、研究成果の活用に向けて、国や県の補助事業の活用支援や農業改良普及センターによる現地指導などにより、花卉生産者を支援してまいります。

次に、設備投資支援についての御質問にお答えいたします。

二〇二〇年の農林業センサスによると、我が県における花卉生産者の平均作付面積は約二十六アールとなっており、家族経営も多い状況にあることから、県内の花卉生産を維持拡大していくためには、先進的な園芸経営体の育成とともに、中小規模の経営体に対する支援が重要であると認識しております。このため県では、中小規模の花弁経営体に対して、県独自に施設、機械を整備するための支援や、省エネルギー化を図るための資材を購入するための支援などを行ってきております。更に今後は、親元就農者への

施設、機械導入を支援する国の事業や、高温対策用資材の導入を支援する県単独事業などにも取り組むこととしております。県といたしましては、引き続き関係機関との連携を密にしながら、花卉生産者や新規就農者の設備投資に対するニーズの把握に努めるとともに、各種技術情報の提供なども行いながら、花卉生産者の支援に努めてまいります。ただいま申し上げた中のうち、県産切り花の年間生産量を先ほど二万二千万本と申し上げましたが間違いでして、正確には約二千二百万本が正しい数字でございます。おわびし訂正を申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、情報モラル教育についての御質問のうち、子供たちを取り巻くSNSの現状についてのお尋ねにお答えいたします。

社会全体の急速なデジタル化に伴い、児童生徒のインターネット利用は、日常生活や学習活動において欠かすことのできないツールになっている一方で、児童・生徒のSNSの利用により、事件や犯罪に巻き込まれる事案も増加しており、強い危機感を持っているところでございます。国の令和五年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、不登校の要因は特定が難しいものの、全国のいじめ認知件数のうち、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるとした割合は、三・四%となっており、我が県においても同様の傾向にあるものと捉えております。また、県教育委員会で実施しているネットパトロールにおいて、昨年度五百一件の問題投稿が確認されております。県教育委員会といたしましては、学校への情報提供や警察と連携した対応などにより、事態の重大化を未然に防止できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、情報モラル教育の現状についての御質問にお答えいたします。

スマートフォンやSNSが急速に普及し、利用も低年齢化する中、その便利さとリスクを児童生徒に考えさせ、適切な利用方法を身につけさせることは大変重要であると認識しております。このため、県教育委員会では、教職員向けのメディアとのつきあひ方ガイドブックや、保護者向けのリーフレットを作成し、その活用を促しているほか、

授業や保護者会等で活用できる動画教材、六十秒情報モラルを作成するなど、教員の指導力の向上を図るとともに、児童生徒のリテラシーの向上に努めております。また、各学校では、携帯電話事業者や警察署等と連携し、SNSに関連した情報モラル教室などを実施しているところです。今後も子供たちを取り巻くメディア環境の変化に対応できるように、教員の指導力向上に努めながら、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。

次に、SNSに特化した教育プログラムについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、仙台市教育委員会等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成や情報モラルに関する教育の充実を図ることを目的として、有識者によるアドバイスを頂きながら指導方法等についての教材開発を行い、みやぎ情報活用ノートを作成しております。この指導資料は、小中高各学校における情報モラルなどの学習に関するワークシートやモデル指導案を紹介し、教員の実践的指導力の向上を図るものです。今後、本指導資料を掲載している教員向け、みやぎの先生ICT活用支援サイトにこのガイドブックや動画教材を集約するなど、教職員がより活用しやすい教育プログラムとなるよう再構築したいと考えております。また、インターネットやSNSを利用するに当たっては、技術だけでなく、心を一緒に育てることが重要であることから、道德教育についても充実してまいりたいと考えております。県教育委員会といたしましては、引き続き情報モラル等に関する最新の情報に目を向け、必要な指導資料のアップデートや研修の充実を図ることで、児童生徒が情報モラルを身につけるとともに、情報や情報技術を適切かつ安全に活用できるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長細田正君。

〔警察本部長 細田 正君登壇〕

○警察本部長（細田 正君） 大綱二点目、情報モラル教育についての御質問のうち、SNSに起因する少年の犯罪被害と相談件数についてのお尋ねにお答えいたします。

最近における県内のSNSを起因とした少年の被害者数は三十人前後で推移していたところ、昨年は十六人で、被害内容は淫らな性行為などの条例違反や児童ポルノなど悪質な性的被害が多く、約七割を占めております。また、少年に係るSNSに起因する

相談は百二十五件と増加傾向にあり、その内容は、陰湿ないじめやセクストーション被害に関するものなど様々でありました。

次に、リテラシー向上を図る啓発活動についての御質問にお答えいたします。

県警察では、少年をSNSによる犯罪の被害から守るために、学校と連携して、児童・生徒や保護者に対し、インターネット安全利用に係る非行防止教室やエックスにおける性被害につながる恐れのある書き込みに対する注意喚起、携帯電話販売店に対するフィルタリング普及の協力要請などを行っております。引き続き、少年をSNSに起因する犯罪被害から守るとともに、いわゆる闇バイトへの応募等少年を犯罪に加担させないための啓発活動に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 御答弁ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

順番は逆になりますが、まず教育長に質問させていただきます。先ほどSNSに起因するいじめや不登校の児童数をお聞きしましたが、正確な数が御答弁にはなかったかと思えます。そして、問題投稿が五百一件あったということで、恐らく増加傾向ではないかと思えます。まずは、県内のこういったスマートフォン所持から始まってインターネットの利用、SNSに関するトラブル等々というのは、どのぐらい把握されているのか。例えば、アンケートなどということを実施されているのかどうか伺います。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） SNS等に起因するいじめ等についてでございますけれども、様々複合的な理由でいじめ、不登校問題というのは起きているということでございます。それが主な要因、何件というふうな特定のされ方は、国の調査においてもなかなか難しいというところでございますけれども、我々はいじめの総数、それからパソコンや携帯電話によるものというのを数としても把握しております。あと、いじめの件数と内容については教育委員会に報告が上がってくるものもございまして、そういった個別の案件からいろいろ把握に努めているということでございます。それから先ほど御紹介しましたネットパトロールということで、そういった案件、問題投稿がない

かパトロールしているわけですが、それで大体年間五十七万件ぐらいを検索しております。その中で、いろんなリスクレベルというのがあるんですけれども、先ほど申し上げたとおり五百一件のそういった問題投稿を確認したということで、そのリスクのレベルに応じて学校に情報提供するもの、警察と連携して対応するものというようなことで今取組を行っているということです。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 実態については把握しているという答弁がございました。ぜひとも、その状況を公開していただければなというふうに思います。例えば、岡山県、鹿児島県、香川県などは随分前から——岡山県の事例で申し上げますと、平成二十六年から毎年スマートフォン等の利用に関する実態調査というものを行っており、公表しております。その中で、私も国全体の子供たちのスマホの所有率とか申し上げましたが、東北、更に宮城については、その状況は違うと考えます。宮城の状況が今どうなっているのか。子供たちはどんなふうに使っているのか。そしてどんな不安を抱いているのか。このことをまず調査する。そして分析する。ここが始まりかと思いますが、こういった取組について今後される予定はあるかお伺いします。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 先ほど答弁しましたとおり、児童生徒のSNSの利用に関する現在の状況に危機感を持っているところでございます。今御提案がありましたことにつきましても、他県の状況なども参考にさせていただきながら、どのような形で我々が状況を把握して皆さんに情報提供していく、また、子供たちにとっていい環境になるにはどうしたらいいか、様々検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） どこまで調べるかによりますが、私が調べた限りでは、この情報モラル教育、SNS教育というのに力を入れて取り組んでいる県の教育委員会というのは現状限られていると思います。ただし、これから大きな課題となっていくのは確かですので、その点に意を用いて——現場の負担になるのは私も避けたいんですが、情報提供だけではなかなか現場で指導というのは難しいと思いますので、私も新潟県のプログラムを紹介しましたが、すぐに先生たちが使えるようなプログラムをぜひとも周知

していただいて、教育に活用していただければと思います。

それでは、大綱一の花弁産業についての質問に移ります。まずは知事、全国知事会会長もなさっていて公務で大変御多忙と思います。花を購入するというのはなかなか機会がないかもしれませんが、御自宅に花は飾られていますでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 飾っております。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） どんなふう飾っているか気になるところではありますが、先ほど話したとおり、花の消費というのは大変落ち込んでおります。宮城県は、彼岸、お盆等々お墓参りなど、その習慣を大変重視する傾向がありますので、仏花については非常に消費も安定している。ですが、観賞用の花となると非常に落ち込みが激しい。先ほどお話ししたとおり六十代以上は平均価格を大きく上回りますが、五十代以下は大きく平均を下回ります。そしてそこへ来て、生産コストの増大。そして輸入花、気温の上昇、こういった問題が重なり三重苦の状況でございます。切り花の平均価格をちよつと紹介しますと、東京市場、仙台市場の順に申し上げます。二〇一九年六十七円、七十円。二〇二〇年六十六円、七十円。二〇二一年七十一円、七十三円。二〇二二年八十円、八十一円。二〇二四年に飛びますが、八十四円、八十四円。今年の一月では百三円、百七円。市場価格が非常に上がっております。市場価格が上がれば、小売価格も上がる。物価高騰で可処分所得が減っている。花になかなか手が伸びない。売れないと花屋さんが潰れる。こういった悪循環が非常に続いている状況。市場関係者に話を聞きましたら、その方が知っているだけでも五件の花屋さんが廃業するそうです。花屋が一店減ると、花農家は四戸減ると言われております。こういった危機的状況というのを非常に御理解いただきたいということで今回質問いたしました。川の流れに例えれば、川下の花屋さんの川幅がどんどん減っている。そうすると、生産のほうに支援しても水があふれるわけです。この川幅をしっかりと広げていただくことも視野に入れていただきまして支援、そして消費喚起の取組を行っていただきたいと思いますが、重ねて御質問いたします。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） 議員が御指摘のとおり、切り花の市場価格につきましては、

まず国産の切り花については、生産費の高騰を背景にして値段が上がっておりますし、輸入においても空輸運賃の影響で値段が上がっているというふうな状況ですので、それに伴う消費の減退が懸念されているのが実情でございます。しかも、私は今回の御質問を頂いてちよつと認識不足だったなと反省した点が一点ございました。家計調査結果を見たときに私の認識がずれていたなと思ったのは、仙台市の切り花の購入額は、私の認識では常に一位二位にあっただけですけれども、令和四年から実は下がってきておりまして、令和六年には十六位まで下がっていたというふうな実情がありました。ただ、周りの県庁所在地を見ますと福島、山形、盛岡は相変わらず上位で、しかも購入額もあまり変わっていないというふうなことでしたので、仙台市だけが減少しているということを見ると、単に販売単価の影響だけではないんだろーなと思いました。先ほど議員もお話しされたとおり、これまで仙台市の切り花購入額がトップを争っていた頃には、盆や彼岸のときに自宅だけではなくて自宅以外にもお供えするという習慣があつて、ある程度の購入額になっていたというふうに受け止めていたのですけれども、コロナ禍の長期化でお墓に行くことも親戚のお宅に行くことも控えるというふうなことが常態化したことで購入額が減ってきているのかなと考えております。この辺につきましては、今後の消費拡大を図る上でも先ほどの宮城県花と緑普及促進協議会の中には、お花さんも入っていますし、もちろん県、仙台市も入っているのですけれども、この中で消費行動が実際どこが原因で減っているのか、どこに手を当てればいいのかということを検討する必要がありますなというふうに考えたところでございます。消費拡大に向けて協議会の中では、花の丈を少し短めにして、少し安めに県産花卉を提供して消費を活発にしようという取組なども話し合いの中でやっておりますけれども、今後もこの協議会の中で、意見を伺いながら消費喚起に向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 認識は一緒なのかなというふうにお伺いいたしました。ぜひお願いしたいと思います。小売のところの支援というのは、なかなか難しいものがありますが、できることとしてまずは、みやぎポイントの登録店を増やすというのも取組の一つかと思います。生花店は私が調べたところによると、三つしかありませんでした。ぜひともこういった取組から始めていただければと思います。もう一つ、消費喚起につ

いてその前段ですが、二〇一八年、名取選挙区の太田県議が花卉の産地地消の質問をいたしました。その時の答弁が県産花卉の消費拡大の推進、消費拡大を図りながら生産拡大に向けた取組を進めていくという力強い答弁がありましたが、現状はそこから減少が続いていて、なかなかその成果が実っていないというところがあります。産地地消の点でいきますと、産地を表示するということを促していただきたいと思います。口にするものは、特に野菜などは産地にこだわらる方が非常に多い。国外か国産にもよりますが、花については産地にこだわらないというデータが出ております。しかしながら、例えば神棚にあげる榊とか神事で使うものがありますが、そういったものは中国産と国産が置いてあったら国産を選ぶ人が多いそうです。なかなか花屋さんも産地にこだわらない消費者が多いので、産地を表示しないということが多いらしいんですが、ぜひとも産地を表示していただきたい。特に県産花卉についてはそのことを促していただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

○農政部長（橋本和博君） まず一点目のみやぎポイントの加盟店を増やすということについては、やはり県産花卉の需要喚起にもつながりますので、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。あと、二点目の産地地消を進めるための産地表示の件についてですけれども、実は産地表示販売の取組につきましては、令和元年度から三年度までの三年間、名取のカーネーションで販売実証に取り組んだ経過がございます。この実証では県内の生花店約三十店舗に名取のカーネーションのポップを掲示するとともに、ラッピングフィルムにも産地を表示するシールを貼って販売を行ったところでございます。この三年間の取組の後、生花店のほうからは、消費者の方から名取のカーネーションの購入の問合せがあるといったような声が聞かれた一方で、産地表示が販売価格にはなかなか反映されづらいというお声であったり、産地表示の必要性が感じられないという御意見をいただいたお店の方もいらっしゃったということで、残念ながら至らなかつたというふうな結果でございますが、今年一月に名取市主催で名取のカーネーションのイベントが地元のスーパーで行われまして、非常に盛況であったというふうに伺っております。今後も魅力発信に努めていくと伺っておりますので、引き続き、そういった市町村とも足並みをそろえて、生産者と産地表示に関する意見交換を進めながら、地域単

位での取組などについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） ぜひともお願いしたいと思います。本日はこの質問をするに当たり、花卉生産者のところを回りまして、私は名取なものですから、名取のカーネーション農家さんからぜひともカーネーションを持つてほしいということで今日県議会と、そして県庁にもおそらく飾られているのではないかなと思いますので、ぜひ御覧いただければと思います。国産花卉の魅力をぜひ知事にも発信していただきたいなというふうに思います。

最後になりますが、その県産花卉の可能性についてぜひともお伺いしたいと思います。この仙台市場は、東北、北海道のハブの役割も果たしていますし、カーネーション、ガーベラは東北一。そして花卉は農業所得が高い。カーネーションだけを支援してと言っているわけではありません。県内の至るところでこの地場産業が根づいていることをしっかりと頭に入れて、ぜひとも令和十二年の四十四億円を本気で目指していただきたいと思いますが、知事の御所見を伺います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 令和十二年に四十四億円とする目標を掲げました。決して実現できない目標ではないというふうに思っております。先ほど部長から答弁がありましたけれども、できない理由を言うのではなくて、できる方法を考えながら全力で頑張ってみりたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 十二番荒川洋平君。

○十二番（荒川洋平君） 宮城の県花、ミヤギノハギの花言葉は思案でございます。ぜひとも花卉産業の将来を思案していただきまして、持続可能な発展を続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。これで一般質問を終わります。